



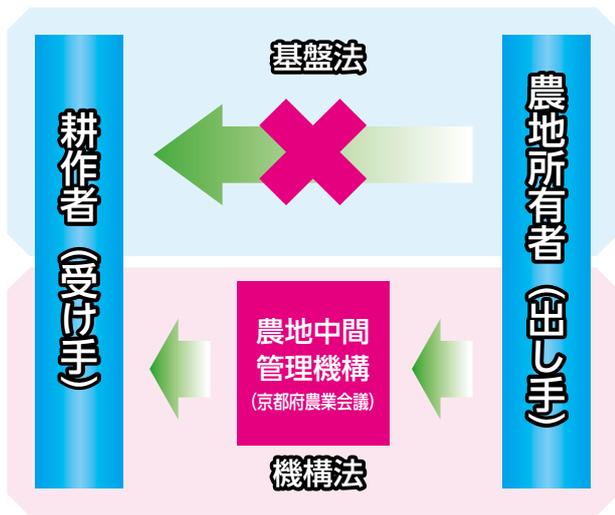
令和7年4月から

農地の貸し借りの手続が変わります

**相対の農地貸借手続が
廃止されます**

令和5年4月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和7年4月から「地域計画」に基づいて農地の貸借をすることになりました。

これまで農地の貸し借りをする際は、所有者と借人が直接農地の貸し借りをを行う手続（基盤法）と、農地中間管理機構（京都府農業会議）を通して、賃借をする手続（機構法）がありました。農地中間管理機構を活用した貸借に一本化されます。



**農地中間管理事業って
なに？**

農地中間管理事業とは、地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに農地中間管理機構（京都府農業会議）が出し手農家から農地を借り受け、農業経営の効率化や規模拡大を進める担い手農家などに農地を貸し付ける制度です。手続のながれは次ページのとおりです。

手続の窓口は市農業推進課となります。

事業を利用できる条件は？

事業を利用できる農地については主に次の条件を満たす必要があります。

- ① 市街化区域内の農地を除く農地であること
- ② 地域計画書に掲載の農地であること
- ③ 耕作できる状態の農地であること
- ④ 担い手(耕作者)の営農効率があがると認められること

条件を満たさない市街化区域内の農地などについては、これまでと同様に農地法第3条の許可を受けることで貸借を行うことが可能です。

また、契約期間は耕作者の安定した農業経営を確保するため、原則10年の期間設定をお願いしています。

ただし、貸し手、借り手双方の合意があれば、契約期間途中の解約も可能です。

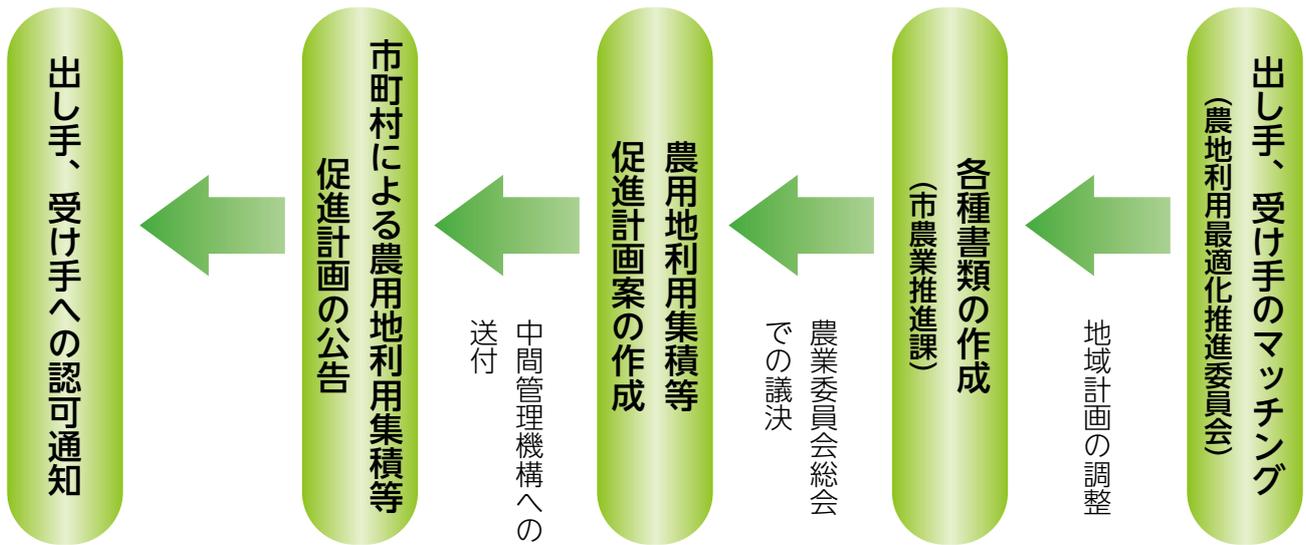
**いま貸借している農地は
どうなるの？**

令和7年3月までに農業委員会ですされた手続については、期間が満了するまでは、これまでどおり貸し借りを続けることが可能です。

令和7年4月以降に期間が満了し、引き続き貸し借りをされる場合は、農地中間管理事業による手続が必要となりますので市農業推進課又は農業委員にご相談ください。



農地の貸借手続のながれ (令和7年4月1日～)



農地中間管理事業を利用するメリット

■ 出し手 (所有者)

- ・条件を満たすと貸し付けた農地について税制優遇が受けられます。
- ・契約期間が満了すると農地が返ってきます。
- ・耕作者が変わっても変更の手続きは必要ありません。
- ・複数の耕作者に貸す場合も農地中間管理機構だけの契約になります。

■ 受け手 (耕作者)

- ・まとまった農地を借りることができます。
- ・複数の所有者から農地を借りる場合、手続を一本にまとめることができます。

■ 地域

- ・条件を満たすと市から地域集積協力金が交付されます。



問い合わせ

■ 農地中間管理事業に関すること 南丹市農業推進課 (☎0771-68-0060)

■ 農地法による貸借に関すること 南丹市農業委員会 (☎0771-68-0067)

農地を貸したい、借りたいときは地域の農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。



全国農業新聞を購読しませんか。

農業経営と暮らしに役立つ週刊の農業総合専門誌です。
農業者の視点で、さまざまな情報をお届けします。
発行日/金曜日発行 (月4回) 発行所/全国農業会議所
購読料/月額700円 (税込)

購読の申込は農業委員会事務局まで 電話 0771-68-0067